

葉山町税条例の一部を改正する条例

葉山町税条例（昭和50年葉山町条例第25号）の一部を次のように改正する。

（別紙）

令和2年11月26日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）等の改正に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

## 葉山町条例第 号

### 葉山町税条例の一部を改正する条例

葉山町税条例（昭和50年葉山町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第9条の2中「得た金額」の次に「に、10万円を加算した金額」を加える。

第13条の2中「第41条の18の3」を「第41条の18の2」に改める。

第19条中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改める。

第20条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第25条の2の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第25条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに、当該現所有者の住所及び氏名又は名称その他固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書を提出しなければならない。

附則第13項第2号を削り、同項第3号中「第15条第2項第6号」を「第15条第2項第5号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「第15条第30項第1号」を「第15条第27項第1号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「第15条第30項第2号」を「第15条第27項第2号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「第15条第30項第3号」を「第15条第27項第3号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「第15条第31項第1号」を「第15条第28項第1号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「第15条第31項第2号」を「第15条第28項第2号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号中「第15条第33項第1号イ」を「第15条第30項第1号イ」に改め、同号を同項第8号とし、同項第10号中「第15条第33項第1号ロ」を「第15条第30項第1号ロ」に改め、同号を同項第9号とし、同項第11号を削り、同項第12号中「第15条第33項第1号ニ」を「第15条第30項第1号ハ」に改め、同号を同項第10号とし、同項第13号中「第15条第33項第1号ホ」を「第15条第30項第1号ニ」に改め、同号を同項第11号とし、同項第14号中「第15条第33項第2号イ」を「第15条第30項第2号イ」に改め、同号を同項第12号とし、同項第15号中「第15条第33項第2号ロ」を「第15条第30項第2号ロ」に改め、同号を同項第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

（14）法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 12分の7

附則第13項第16号中「第15条第33項第3号イ」を「第15条第30項第3号イ」に改め、同号を同項第15号とし、同項第17号中「第15条第33項第3号ロ」を「第15条第30項第3号ロ」に改め、同号を同項第16号とし、同項第18号中「第15条第33項第3号ハ」を「第15条第30項第3号ハ」に改め、同号を同項第17号とし、同項第19号中「第15条第38項」を「第15条第34項」に改め、同号を同項第18号とし、同項第20号中「第15条第44項」を「第15条第38項」に改め、

同号を同項第19号とし、同項第21号中「第15条第47項」を「第15条第41項」に改め、同号を同項第20号とし、同項第22号を同項第21号とする。

附則第30項の次に次の2項を加える。

(寄附金税額控除の特例の対象となる放棄)

31 法附則第60条第3項に規定する住民の福祉の増進に寄与する放棄として市町村の条例で定めるものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄の全てとする。

(法附則第64条の条例で定める割合)

32 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合 零

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条の2の改正規定並びに附則第31項及び第32項を加える改正規定は、令和3年1月1日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の葉山町税条例(以下「新条例」という。)第9条の2の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和2年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

3 新条例第25条の3の規定は、同条の施行の日以後に、同条に規定する新所有者であることを知った者について適用する。

# 条例の概要

## 題 名

葉山町税条例の一部を改正する条例

### 1 趣 旨

地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

### 2 内 容

- ( 1 ) 給与所得者及び年金所得者の所得控除が 10 万円引き下げられることに伴い、従前非課税だった者が引き続き非課税となるよう個人均等割の非課税の基準を 10 万円引き上げることとした。
- ( 2 ) 新型コロナウイルス感染症の影響により、中止等となった文部科学大臣が指定した全ての興行の入場料等の返金等を求めずその権利を放棄した場合、寄附金税額控除の対象とすることとした。
- ( 3 ) 登記簿等に所有者として登録されている者が死亡している土地又は家屋を所有している者は、当該土地又は家屋の所有者であることを知った日の翌日から 3 月を経過した日までに、申告書を提出しなければならないこととした。
- ( 4 ) 中小事業者等が一定期間内に生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した家屋及び構築物について、当該家屋及び構築物に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から 3 年度分の固定資産税に限り、課税割合を 0 とすることとした。
- ( 5 ) その他所要の改正を行うこととした。

### 3 施行期日等

- ( 1 ) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、上記 ( 1 ) ( 2 ) 及び ( 4 ) は令和 3 年 1 月 1 日から施行することとした。
- ( 2 ) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

葉山町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町税条例 昭和50年12月26日条例第25号</p>	<p>葉山町税条例 昭和50年12月26日条例第25号</p>
<p>(個人均等割の非課税)</p>	<p>(個人均等割の非課税)</p>
<p>第9条の2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が規則で定める金額にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に、10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に規則で定める額を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p>	<p>第9条の2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が規則で定める金額にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に規則で定める額を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p>
<p>(寄附金税額控除の対象とする寄附金)</p>	<p>(寄附金税額控除の対象とする寄附金)</p>
<p>第13条の2 法第314条の7第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、所得税法(昭和40年法律第33号)第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項及び租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として規則で定めるものとする。</p>	<p>第13条の2 法第314条の7第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、所得税法(昭和40年法律第33号)第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項及び租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として規則で定めるものとする。</p>
<p>(特定附帯設備に係る固定資産税の納税義務者)</p>	<p>(特定附帯設備に係る固定資産税の納税義務者)</p>
<p>第19条 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。)であって、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けられたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなったもの(以下本条において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けられた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けられた者をもって法第343条第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p>	<p>第19条 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。)であって、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けられたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなったもの(以下本条において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けられた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けられた者をもって法第343条第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p>
<p>(法第349条の3第27項等の条例で定める割合)</p>	<p>(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)</p>
<p>第20条の2 法第349条の3第27項に規定する条例の定める割合は3分の1</p>	<p>第20条の2 法第349条の3第28項に規定する条例の定める割合は3分の1</p>

改正後	改正前
<p>とする。</p> <p>2 <u>法第349条の3第28項</u>に規定する条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>3 <u>法第349条の3第29項</u>に規定する条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>第25条の2 (略)</p> <p>(現所有者の申告)</p> <p><u>第25条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条において同じ。)</u>は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに、当該現所有者の住所及び氏名又は名称その他固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書を提出しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>1～12 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>13 次の各号に掲げる市町村の条例で定める割合は、それぞれ当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(2) <u>法附則第15条第2項第5号</u>に規定する市町村の条例で定める割合 4分の3</p> <p>(3) <u>法附則第15条第27項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1</p> <p>(4) <u>法附則第15条第27項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1</p> <p>(5) <u>法附則第15条第27項第3号</u>に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1</p> <p>(6) <u>法附則第15条第28項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1</p>	<p>とする。</p> <p>2 <u>法第349条の3第29項</u>に規定する条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>3 <u>法第349条の3第30項</u>に規定する条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>第25条の2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～12 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>13 次の各号に掲げる市町村の条例で定める割合は、それぞれ当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法附則第15条第2項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合 <u>2分の1</u></p> <p>(3) <u>法附則第15条第2項第6号</u>に規定する市町村の条例で定める割合 4分の3</p> <p>(4) <u>法附則第15条第30項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1</p> <p>(5) <u>法附則第15条第30項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1</p> <p>(6) <u>法附則第15条第30項第3号</u>に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1</p> <p>(7) <u>法附則第15条第31項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1</p>

改正後	改正前
(7) 法附則第15条第28項第2号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1	(8) 法附則第15条第31項第2号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1
(8) 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1	(9) 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1
(9) 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1 (削除)	(10) 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1
(10) 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1	(11) 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1
(11) 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1	(12) 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1
(12) 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 12分の7	(13) 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1
(13) 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 12分の7	(14) 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 12分の7
(14) 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 12分の7	(15) 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 12分の7
(15) 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1	(16) 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1
(16) 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1	(17) 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1
(17) 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1	(18) 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1
(18) 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合 3分の2	(19) 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合 3分の2
(19) 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1	(20) 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1

改正後	改正前
<p>(20) 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合 零</p> <p>(21) (略)</p> <p>14～30 (略)</p> <p>(寄附金税額控除の特例の対象となる放棄)</p> <p>31 法附則第60条第3項に規定する住民の福祉の増進に寄与する放棄として市町村の条例で定めるものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄の全てとする。</p> <p>(法附則第64条の条例で定める割合)</p> <p>32 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合 零</p>	<p>(21) 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合 零</p> <p>(22) (略)</p> <p>14～30 (略)</p>